

公の施設【基本情報】

施設名	豊栄地区公民館
所管部・課	教育委員会豊栄地区公民館
所在地	新潟市北区東栄町1-1-14 北区役所3階
根拠法令	教育基本法, 社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例
施設概要	<p>北区役所全体 4,588.05㎡(うち区役所 3,576.58㎡、公民館 1,011.47㎡)</p> <p>建物構造・主な施設内容(構成施設の内容) 視聴覚室(70.0㎡)、第1研修室(35.9㎡)、第2研修室(34.3㎡)、和室1(22.1㎡) 和室2(茶室)(26.4㎡)、大講堂(281.0㎡) 301会議室(36.3㎡)、302会議室(35.6㎡)・・・区役所閉庁時に公民館として貸出</p> <p>※葛塚コミュニティセンター3階 工作室(32.5㎡)、公民館工作室保管庫(11.84㎡)、公民館倉庫(11.84㎡)</p>

施 設 の 設 置 目 的
<p>市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とします。(社会教育法第20条に基づく)</p>
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 , 方 針 等
<p>1 基本方針</p> <p>(1) 社会の変化や市民の多様なニーズに応じた学習機会の充実 社会状況の激しい変化に対応できるように、子育てや家庭教育の支援、青少年の健全育成や高齢者の学習機会の充実など、各世代の学びの場の提供と支援に努めます。</p> <p>(2) 学・社・民の融合による地域の教育力の向上 学校、家庭、地域そして公民館等の社会教育施設が連携・協力しながら、地域社会全体の教育力の向上に努めます。</p> <p>(3) 自信をもって自己実現していける市民の育成 人とのかかわりの中で互いに考えを伝え合い合意形成を図るなど学習者の自己肯定感を高めるような学習機会の提供を通して、変化の激しいこれからの社会で自己実現していくことができる力を高めます。</p> <p>(4) 学びの循環を活かした地域コミュニティの形成・活性化への支援 学びを通して、地域の課題・生活上の課題を把握し、解決に向けて取り組むことで、地域での絆をつくり、コミュニティの形成と活性化に努めます。</p> <p>2 基本施策</p> <p>(1) 人づくり、地域づくりを通じた地域コミュニティ活動の活性化への支援</p> <p>(2) 家庭における教育力向上の支援</p> <p>(3) 青少年の生き抜く力を育む機会の充実</p> <p>(4) 高齢者の学習支援や社会参加の促進</p> <p>(5) 現代的・社会的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供</p>